



2020年2月14日

各 位

会 社 名 ネットワンシステムズ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 荒井 透  
(コード番号：7518 東証第1部)  
問 合 せ 先 管理本部 広報・IR室 山形昌子  
(TEL. 03-6256-0615)

### 2020年3月期 第3四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を提出することを決定し、同申請書を関東財務局に提出することといたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 対象となる四半期報告書  
2020年3月期第3四半期報告書（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2. 延長前の提出期限  
2020年2月14日
3. 延長が承認された場合の提出期限  
2020年3月13日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

2019年12月13日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、国税局による税務調査の過程で当社の一部取引について納品の事実が確認できない疑義がある（以下「本件」といいます。）との指摘を受けたため、社内調査チームを組成し、社内関係者へのヒアリングを行う等、実態解明に努めてまいりましたが、事実経緯の正確な把握には、取引先を含めたより広範かつ深度ある調査が必要な状況にあるとの認識を持つに至り、当社社内調査チーム単独の調査ではなく、専門的な知見を有する外部の専門家を起用し、客観的かつ公正な視点・立場から適切に調査を行い得る体制を確保しつつ、社内調査チームがそれまでに収集した資料等を加味して、迅速、円滑かつ柔軟な調査を実施し、本件に係る事実関係を正確に把握すべきであると判断し、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士及び公認会計士で構成される特別調査委員会を設置しました。

特別調査委員会では、関係者へのヒアリング、並びに当社及び協力を得られた取引先等から提供を受けた資料の分析・検討等の方法による調査が実施され、本件に係る不正行為（以下「本不正行為」といいます。）の有無・態様、当社連結財務諸表の損益に与える影響額等を認定するに至っております。

しかしながら、本不正行為に関与した担当者及び取引先が相当数に上り、かつ、長期間にわたって行わ

れていたことから調査の実施に相当の工数を要したこと、特別調査委員会による必要なヒアリングの調整及び実施に想定以上に時間を要し、その結果を踏まえた追加の調査や原因分析等に更なる時間・工数を要したこと、また、特別調査委員会による調査の過程で、本不正行為に類似する不正（原価付替取引）が存在することが発覚し、当該不正の疑いに係る会社との平成20年以降の直接取引を対象として追加調査（新たに不正を把握した場合の関係者らに対するヒアリング及びデジタル・フォレンジック調査を含みます。）を実施することが必要となったこと等から、本来の提出期限である2020年2月14日に2020年3月期第3四半期報告書を提出することができないと判断し、やむなく、提出期限の延長申請を行うことといたしました。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主・投資家の皆様及びお取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上